

## 臨海部広域斎場組合臨海斎場条例施行規則

平成 15 年 1 月 5 日

規則第 1 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、臨海部広域斎場組合臨海斎場条例(平成 15 年臨海部広域斎場組合条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第 2 条 臨海斎場施設(以下「施設」という。)の使用時間は、管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用時間は、延長することができない。ただし、<sup>ひつぎ</sup> 柩保管施設については、管理者が他の利用に支障がないと認めるときは、使用時間を延長することができる。

### (使用申請)

第 3 条 施設を使用しようとする者は、臨海斎場使用申請書(別記第 1 号様式)により管理者に申請しなければならない。

2 前項の使用申請に当たっては、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 5 条第 1 項による埋葬、火葬又は改葬に係る許可書を提示しなければならない。ただし、外科手術・事故等による四肢の火葬等の場合は、当該外科手術・事故の処置を行った医師の証明書によることができる。

3 <sup>ひつぎ</sup> 柩保管施設の使用については、前項に規定する埋葬、火葬又は改葬に係る許可書及び医師の証明書に代えて、警察署長の証する書面によることができる。

4 第 1 項に規定する申請の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、インターネットを利用した施設予約システム(以下「予約システム」という。)を利用した申請の受付時間は、予約システムや機器の点検などにより利用できない場合を除き、24 時間受け付けることとする。

5 施設を使用しようとする者は、第 1 項に規定する申請をする前に、予約システムにより、施設を使用しようとする日の前日の午後 1 時まで使用の予約をすることができる。ただし柩保管施設の電話による予約の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 12 時までとする。

6 使用申請後に変更若しくは取消しが生じた場合には、臨海斎場使用変更・取消申出書(別記第 9 号様式)により管理者に申し出なければならない。

### (使用承認)

第 4 条 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、その使用を承認し、かつ、条例第 7 条による使用料を徴収したときは、臨海斎場使用承認書(別記第 2 号様式)及び臨海斎場使用料領収書(別記第 10 号様式)を交付する。

2 使用承認は、申請の順序による。ただし、同時に申請があったときは、港区、品川区、目黒区、大田区及び世田谷区(以下「組織区」という。)の区民を優先する。

### (使用の不承認)

第 5 条 管理者は、条例第 6 条の規定により使用を承認しないときは、当該申請をした者に対して臨海斎場使用不承認通知書(別記第 3 号様式)を交付する。

### (使用承認書の提示)

第 6 条 施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用に際して、第 4 条第 1 項

の規定により交付された使用承認書を提示しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条第2項の規定による使用料の減額、又は免除は、次の各号のいずれかに該当するときにできるものとする。

- (1) 組織区が執行する行旅死亡人の火葬等のとき。
- (2) 死亡者が組織区の実施する生活保護の被保護者であるとき。
- (3) 火葬又は葬儀の主宰者が死亡者の二親等以内の親族で、組織区の実施する生活保護の被保護者であるとき。
- (4) 組織区が生活保護法第18条第2項に規定する葬祭を行うものであるとき。
- (5) 献体の火葬等のとき。
- (6) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にあつて、当該災害により死亡したものの葬儀を主宰するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

2 施設ごとの減額料金は別表第1に定めるとおりとする。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、臨海斎場使用料減額・免除申請書(別記第4号様式)に理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の特別の理由とは、次の各号に掲げる場合をいい、これに該当するときは、おのおのその所定額を全額還付することができる。

- (1) 使用者の責任でない理由により使用することができなくなった場合。
- (2) 条例第11条第5号又は第6号の規定により使用を取り消した場合。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、臨海斎場使用料還付申請書(別記第5号様式)に第4条第1項の規定により交付された臨海斎場使用承認書(以下「使用承認書」という。)を添えて管理者に提出しなければならない。

(使用取消し等の通知)

第9条 管理者は、条例第11条の規定により使用の承認を取消し、使用条件を変更し、使用を制限し、又は使用を停止したときは、臨海斎場使用取消等通知書(別記第6号様式)を交付する。

(<sup>ひつぎ</sup> 柩の大きさ)

第10条 火葬できる<sup>ひつぎ</sup> 柩及び<sup>ひつぎ</sup> 柩保管施設で保管できる柩は、高さ50センチメートル以内、幅65センチメートル以内、長さ210センチメートル以内とする。

(収骨の時間等)

第11条 火葬施設における収骨は、火葬が終わった後、速やかに行うものとし、その時限は、管理者が指定する者が随時、使用者に通知する。ただし、火葬時間の都合により、翌日の時間に収骨を行うことを指定することができる。

2 前項に定める時間内に収骨をしなかったときは、管理者が指定する者が収骨し、遺骨を速やかに使用者に引き渡すものとする。

(<sup>ひつぎ</sup> 柩の引取り等)

第12条 <sup>ひつぎ</sup> 柩保管施設の<sup>ひつぎ</sup> 柩を引取る際は、使用承認書を提示しなければならない。

- 2 使用承認書を紛失したときは、保証人連署の上<sup>ひつぎ</sup> 柩を受領した旨の書面を提出しなければならない。
- 3 保管している<sup>ひつぎ</sup> 柩で、相当の時間を経過したものは、管理者が指定する者が火葬、収骨を行い、遺骨を速やかに使用者に引き渡すものとする。
- 4 前項の場合においては、条例別表に規定する火葬料及び<sup>ひつぎ</sup> 柩保管料を徴収する。

(火葬証明等)

第 13 条 火葬（分骨を含む。）に伴い証明を必要とするときは、火葬（分骨）証明申請書(別記第 7 号様式)により申請することができる。

- 2 火葬（分骨）証明書(別記第 8 号様式)の手数料は別表 2 に定める。その手数料を徴収したときは、臨海斎場手数料領収書（別記第 11 号様式）を交付する。

(使用方法等の事前打合せ)

第 14 条 使用者は、管理者と施設等の使用方法及び遵守事項その他必要事項について、事前に打合せをしなければならない。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

付 則

この規則は、平成 16 年 1 月 13 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

1 この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の臨海部広域斎場組合臨海斎場条例の規定により使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

1 この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の臨海部広域斎場組合臨海斎場条例の規定により使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

付 則

この規則は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

別表 1(第 7 条関係)

施設ごとの減額後の額

使用料区分	減額・免除区分	減額後の額
火葬料	(1) 組織区が執行する行旅死亡人の火葬等のとき。 (2) 死亡者が組織区の実施する生活保護の被保護者であるとき。 (3) 火葬又は葬儀の主宰者が死亡者の二親等以内の親族で、組織区の実施する生活保護の被保護者であるとき。 (4) 組織区が生活保護法第 18 条第 2 項に規定する葬祭を行うものであるとき。	12 歳以上 16,000 円 12 歳未満 12,000 円
	(5) 献体の火葬等を行うとき。 (組織区外も同一料金)	12 歳以上 40,000 円 12 歳未満 24,400 円
	(6) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にあつて、当該災害により死亡したものの葬儀を主宰するとき。 (7) その他管理者が特別の理由があると認めるとき。	相当の額
ひつぎ 柩 保管料	(1) 組織区が執行する行旅死亡人の火葬等のとき。 (2) 死亡者が組織区の実施する生活保護の被保護者であるとき。 (3) 火葬又は葬儀の主宰者が死亡者の二親等以内の親族で、組織区の実施する生活保護の被保護者であるとき。 (4) 組織区が生活保護法第 18 条第 2 項に規定する葬祭を行うものであるとき。	2,000 円
	(5) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にあつて、当該災害により死亡したものの葬儀を主宰するとき。 (6) その他管理者が特別の理由があると認めるとき。	相当の額

別表 2(第 13 条関係)

火葬 (分骨) 証明書

一通につき

300 円

別記

第1号様式(第3条関係)

臨海斎場使用申請書							年	月	日
臨海部広域斎場組合管理者 様									
次のとおり臨海斎場の使用を申請します。									
申請者	住所				電話番号				
(使用者)	氏名				死亡者との続柄	( )			
死亡者	住所				性別 (死産児の性別)	男・女			
	氏名 (父又は母の氏名)				死因	1 類感染症等 その他			
					生年月日	年 月 日			
	死亡(分娩) 年月日・時間	年 月 日	午前	時 分	午後	死亡時年齢 (妊娠週数)	歳 ( 週)		
火葬	使用日時	年 月 日 時			使用区分	12歳以上・12歳未満・死産児・人体の一部・改葬・ 献体・骨標本			
	火葬炉区分	通常炉・大型炉	ペースメーカー等	有・無	火葬待合室	使用・不使用			
	火葬参列予定者数	約 人	骨壺	有(寸)・無	面会室	使用・不使用			
	火葬炉前準備	焼香・献花(無宗教)・献花(キリスト)・玉串・その他							
葬儀式場	使用日	年 月 日～年 月 日 通夜(仮泊 人・無)、告別式			式場	使用・不使用			
	遺族等控室	使用・不使用	会葬者控室	使用・不使用	通夜待合室	使用・不使用			
	通夜開始時刻	時 分	告別式開始時刻	時 分	式場参列予定者数	約 人			
柩保管(霊安室)	年 月 日 時 分～年 月 日 時 分								
備考	(取扱葬儀社等) 所在 名称 電話番号 FAX 担当者氏名 受付番号 <input type="checkbox"/> 暴力団関係者の利用制限についての説明をしました。 <input type="checkbox"/> 副葬品についての説明をしました。								

注1 死亡者欄で死産の場合は( )に読み替え、人体の一部の場合は該当者に読み替え記入してください。

注2 火葬の場合は火葬許可証又は改葬許可証を提示してください。

注3 柩保管施設使用の場合は、注2の書類又は医師若しくは警察署長の証明を提示してください。

注4 電話予約を取消す場合は、にチェックを入れ FAX 送信したあと臨海斎場まで電話してください。上記予約を取り消します。(担当者氏名)

(取消理由: )

別記

第2号様式(第4条関係)

<h2 style="margin: 0;">臨海斎場使用承認書</h2>			
承認第 _____ 号 年 月 日			様
臨海部広域斎場組合 管理者 (氏名) <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
次のとおり臨海斎場の使用を承認します。			
申請者 (使用者)	住所		
	氏名	死亡者との 続柄	( )
死亡者	住所		
	氏名(父又は母の氏名)		
(火葬) 使用日 使用時間区分 使用施設	年 月 日(使用時間区分	時から	時)
	火葬	火葬待合室 ( 室)	
(葬儀式場) 使用日 使用施設	年 月 日		
	葬儀式場( 式場) <small>午後2時から翌日の午後1時まで</small>	遺族等控室( 室) <small>午後4時から翌日の午後3時まで</small>	会葬者控室( 室) <small>午後5時から翌日の午後4時まで</small>
( 霊安室 )	年 月 日午前・午後 時～ 年 月 日午前・午後 時		

火葬、葬儀式場は○印が使用承認する施設です。

死亡者欄は死産の場合( )に読み替えます。

死亡者欄は人体の一部の場合、該当者に読み替えます。

(表)

別記

第3号様式(第5条関係)

<p>臨海斎場使用不承認通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">臨海部広域斎場組合 管理者 (氏 名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>下記の申請については、次のとおり使用を承認しないことと決定したので通知します。</p>		
申請の内容	申請年月日	年 月 日
	使用日	年 月 日 (火葬施設の場合の使用時間区分) 時から 時
	使用施設	
使用を承認しない理由	<p>(1) 火葬・葬儀以外の目的に使用すると認められるとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。</p> <p>(6) その他</p>	
備 考		

◎ 裏面に教示文あり

(裏)

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、臨海部広域斎場組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、臨海部広域斎場組合を被告として（訴訟において臨海部広域斎場組合を代表する者は臨海部広域斎場組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
  - （3）その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



別記

第4号様式(第7条関係)

## 臨海斎場使用料減額・免除申請書

年 月 日

臨海部広域斎場組合管理者 様

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

申請者	住 所			電話		
(使用者)	氏 名			死亡者との 続 柄	( )	
死 亡 者	住 所					
	氏 名 (父又は母の氏名)		性別 (死産児の 性別)	男・女	死亡時年齢 (妊娠週数)	歳 ( 週)
	死 亡(分葬) 年月日・時間	年 月 日	午前 午後	時 分	死因	1類感染症等 その他
施 設 名	(火 葬) 使用日時	年 月 日 時				
	柩 保 管 ( 霊 安 室 )	年 月 日	午前 午後	時	～	午前 午後
減額・免除理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織区が執行する行旅死亡人の火葬等</li> <li>(2) 死亡者が組織区の実施する生活保護の被保護者</li> <li>(3) 火葬又は葬儀を主宰する者が死亡者の二親等以内の親族で、組織区の実施する生活保護の被保護者</li> <li>(4) 組織区が生活保護法第18条第2項に規定する葬祭を行うとき</li> <li>(5) 献体の火葬等</li> <li>(6) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にあって、当該災害により死亡したものの葬儀を主宰するとき</li> <li>(7) その他管理者が特別の理由があると認めるとき</li> </ul>					
備 考						

別記

第5号様式(第8条関係)

## 臨海斎場使用料還付申請書

年 月 日

臨海部広域斎場組合管理者 様

次のとおり臨海斎場使用料の還付を請求します。

申請者 (使用者)	住所		使用承認書の 番号	
	氏名		死亡者氏名	( )
還付請求額	金		円	
還付請求理由				
使用承認 していた 施設名	(火葬) 使用日 使用時間区分 使用施設	年 月 日(使用時間区分 時から 時)		
		火葬	火葬待合室	
	(葬儀式場) 使用日 使用施設	年 月 日		
	葬儀式場( 式場) <small>午後2時から翌日の午後1時まで</small>	遺族等控室( 室) <small>午後4時から翌日の午後3時まで</small>	会葬者控室( 室) <small>午後5時から翌日の午後4時まで</small>	
柩保管 ( 霊安室 )	年 月 日午前・午後 時～ 年 月 日午前・午後 時			

使用承認を受けていた施設に○印を付けてください。

臨海斎場使用承認書を添付して提出してください。

(表)

別記

第6号様式(第9条関係)

<p>臨海斎場使用取消等通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">臨海部広域斎場組合 管理者 (氏 名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">使用条件の変更 次のとおり 使 用 の 停 止 をしたので通知します。 使用承認の取消し</p>		
使用承認の 内 容	承認年月日	年 月 日
	使用日	年 月 日 時から 年 月 日 時まで (火葬施設、柩保管施設の場合使用日時)
	使用施設	
変 更 停 止の日時 取消し	(変更・停止・取消しをする施設名)  (日 時) 年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
変 更 停 止の理由 取消し		
条件変更事項		
備 考		

(裏)

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、臨海部広域斎場組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、臨海部広域斎場組合を被告として（訴訟において臨海部広域斎場組合を代表する者は臨海部広域斎場組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
  - （3）その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記

第7号様式(第13条関係)

## 火葬(分骨)証明申請書

年 月 日

臨海斎場長 様

申請者  
住 所

氏 名

下記内容のとおり、 火葬・焼骨の分骨 を当斎場で行った事実を証明願います。

死 亡 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	死亡年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
火葬許可交付者及び番号		第 号		
火葬・分骨 の別	火葬 ・ 分骨	場 所	東京都大田区東海一丁目3番1号 臨 海 斎 場	
		年月日	年 月 日 火葬執行 午前・午後 時 分執行	
死亡者との続柄		申請者は死亡者の		
分骨の埋(収)蔵先 の名称・所在地				
その他事項				

別記

第 8 号様式(第 13 条関係)

証明第				号	
火葬(分骨)証明書					
申請者	住 所				
	氏 名				
死亡者	住 所				
	氏 名 <small>(父又は母の氏名)</small>				
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
	死亡(分焼) <small>年月日・時間</small>	年 月 日	午前 午後	時 分	
火葬許可交付者及び番号			第 号		
火葬・分骨 の別	火葬 ・ 分骨	場 所	東京都大田区東海一丁目 3 番 1 号 臨 海 斎 場		
		年月日	年 月 日	火葬執行	午前・午後
死亡者との続柄		申請者は死亡者の			
分骨の埋(収)蔵先 の名称・所在地					
その他事項					

年 月 日

上記内容のとおり、 火葬・焼骨の分骨 を臨海斎場で行った事実を証明します。

臨海斎場長名



別記

第9号様式(第3条関係)

臨海斎場使用変更・取消申出書			
			年 月 日
臨海部広域斎場組合管理者 様		申請者住所	Tel
		氏名	死亡者との続柄 ( )
		(死亡者氏名)	
		<input type="checkbox"/> 変更	
次のとおり使用を		<input type="checkbox"/> 取消	したいので申出ます。
変更・取消前の 予約番号			
申請した内容	火葬年月日	年 月 日 午前・後 時	<input type="checkbox"/> 待合室 <input type="checkbox"/> 面会室
	式場使用日	年 月 日	第 式場 <input type="checkbox"/> 遺族等控室 <input type="checkbox"/> 会葬者控室
	柩保管 (霊安室)	年 月 日 午前・後 時から 年 月 日 午前・後 時まで	
新たな予約番号			
新たな予約内容	火葬年月日	年 月 日 午前・後 時	<input type="checkbox"/> 待合室 <input type="checkbox"/> 面会室
		死亡者の年齢 ( ) <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
		<input type="checkbox"/> 大人・ <input type="checkbox"/> 小人・ <input type="checkbox"/> 死産・ <input type="checkbox"/> 人体の一部・ <input type="checkbox"/> 改葬	
	<input type="checkbox"/> 通常炉・ <input type="checkbox"/> 大型炉		ペースメーカー <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
式場使用日	年 月 日	第 式場 <input type="checkbox"/> 遺族等控室 <input type="checkbox"/> 会葬者控室	
柩保管 (霊安室)	年 月 日 午前・後 時から 年 月 日 午前・後 時まで		
変更理由			
備考			
取扱葬儀業者	名称 Tel	所在 Fax	担当者

\*該当する□に☑

別記

第 10 号様式（第 4 条関係）

## 臨海斎場使用料領収書

様

申請者 (使用者)	住所			
	氏名		死亡者氏名 (父又は母の氏名)	
火葬料	円	件	小計	円
			合計	円

年 月 日

臨海斎場使用料として、上記金額を領収しました。

臨海斎場

金銭出納員名



別記

第 10 号様式（第 4 条関係）

## 臨海斎場使用料領収書

様

申請者 (使用者)	住所			
	氏名		死亡者氏名 (父又は母の氏名)	
火葬待合室 使用料	円	室	小計	円
			合計	円

年 月 日

臨海斎場使用料として、上記金額を領収しました。

臨海斎場

金銭出納員名





別記

第 10 号様式（第 4 条関係）

## 臨海斎場使用料領収書

様

申請者 (使用者)	住所				
	氏名		死亡者氏名 (父又は母の氏名)		
柩保管(霊安室) 使用料		円	日間	小計	円
				合計	円

年 月 日

臨海斎場使用料として、上記金額を領収しました。

臨海斎場

金銭出納員名



別記

第 10 号様式（第 4 条関係）

## 臨海斎場使用料領収書

様

申請者 (使用者)	住所				
	氏名		死亡者氏名 (父又は母の氏名)		
葬儀式場 使用料		円	室	小計	円
遺族等控室 使用料		円	室	小計	円
会葬者控室 使用料		円	室	小計	円
通夜待合室 使用料		円	室	小計	円
				合計	円

年 月 日

臨海斎場使用料として、上記金額を領収しました。

臨海斎場

金銭出納員名



別記

第 10 号様式 (第 4 条関係)

## 臨海斎場使用料領収書

様

申請者 (使用者)	住所			
	氏名		死亡者氏名 (父又は母の氏名)	
分骨料	円	通	小計	円
			合計	円

年 月 日

臨海斎場使用料として、上記金額を領収しました。

臨海斎場

金銭出納員名



別記

第 11 号様式 (第 13 条関係)

## 火葬(分骨)証明手数料領収書

様

申請者 (使用者)	住所			
	氏名		死亡者氏名 (父又は母の氏名)	
分骨証明書 ・ 火葬証明書	円	通	小計	円
			合計	円

年 月 日

臨海斎場 分骨証明 ・ 火葬証明 手数料として、上記金額を領収しました。

臨海斎場

金銭出納員名



様式（A5横版）

## 臨海斎場使用料還付金受領書

申請者 (使用者)	住所		使用承認書 の番号	
	氏名		死亡者氏名	
火葬料		円	火葬待合室 使用料	円
小計				円
葬儀式場 使用料	式場	円	遺族等控室 使用料	室
会葬者控室 使用料	室	円	小計	円
柩保管(霊安 室)使用料	日	円	合計	円

年 月 日

臨海斎場使用料還付金として、上記金額を受領しました。

臨海斎場  
金銭出納員 あて

申請者住所  
氏名

印